

令和6年1月1日の時点で川越市に住んでいますか？
※市・県民税の賦課基準日は、毎年1月1日となっています。

いいえ →

令和6年1月1日にお住まいの市区町村にてお問い合わせください

はい ↓

令和5年1月1日から12月31日までに、
公的年金等以外の所得がある

はい ↓

いいえ ↓

公的年金等以外の所得金額が
20万円を超えている

公的年金等から所得税が源泉徴収されている

いいえ ↓

はい ↓

はい ↓

いいえ ↓

所得税が
源泉徴収されている

所得税額を計算すると
還付になる

令和5年1月1日から
12月31日の間の年金収入が
以下の基準に該当する
65歳未満：101.5万円以下
65歳以上：151.5万円以下
※65歳未満：
昭和34年1月2日以降生まれ
※65歳以上：
昭和34年1月1日以前生まれ

公的年金等の収入が
400万円以下の方の
市・県民税申告に関する
フローチャート

「公的年金等」の中には、
遺族・障害年金等の非課
税所得は含みません。

いいえ ↓

はい ↓

はい ↓

いいえ ↓

所得税額を計算すると
納付になる

所得税額を計算すると
納付になる

「公的年金等の源泉徴収票」に記載
の無い所得控除（社会保険料・生命保険
料・地震保険料控除等）を追加する

はい ↓

いいえ ↓

いいえ ↓

はい ↓

いいえ ↓

はい ↓

所得税の還付や
損失の繰り越しを希望
する

いいえ ↓

はい ↓

はい ↓

いいえ ↓

この場合
確定申告は
不要です

市・県民税の申告が必要です

税務署に確定申告書を
提出してください
確定申告をされる方は市・県民税の申告は不要です。

市・県民税の
申告は不要です

※所得税の計算および確定申告については川越税務署にお尋ねください。
(☎235-9411)

